平成２２年（フ）第２２２号
長崎県諫早市飯盛町中山671番地１　グリーンハイツ１―205、前住所長崎市大橋町５番31―903号
破産者　御船　保臣
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
熊本県水俣市平町２丁目６番７号
破産者　倉本　宗也
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１３号
熊本県八代市揚町34番地２　Ｉ201
破産者　下山亜矢子（旧姓三田）
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第５２１号
宮崎市波島１丁目41番７号　フェニックスｉｎ波島205号
破産者　湯地　直美（旧姓柳田）
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８号
宮崎県小林市細野5783番地
破産者　立久井正則
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２９５号
長野県北安曇郡松川村5725番地347、開始決定時の住所長野県松本市北深志１丁目４番30号
破産者　平形　芳朗
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１２７号
神戸市長田区北町２丁目37　ワコーレエクセレント北町1002号、開始決定時の住所兵庫県養父市口米地98番地８
破産者　内田佐一郎
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第２８３号
釧路市鳥取北10丁目21番18号
破産者　中野　美憲
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１６０７号
仙台市太白区四郎丸字前100番地の21、開始決定時の住所仙台市宮城野区蒲生２丁目12番地の17
破産者　佐藤　安雄
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８３５号
埼玉県入間市大字仏子418番地１　ウィリーレジデンス103
破産者　中川　恵美
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９７３号
埼玉県狭山市祇園５番35号　シティパル祇園102、前住所埼玉県狭山市大字上奥富75番地の６　アリュージュ新狭山301
破産者　福田　将史
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１３１号
埼玉県日高市大字南平沢1084番地９
破産者　渡邉　　茂
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１４６号
埼玉県川越市寿町２丁目306番地　市営住宅Ｋ１―201号室
破産者　鈴木　勝敏
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２２００号
名古屋市北区桐畑町100番地　如意荘Ｔ15棟404号
破産者　増元板金こと　増元　勝憲
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３００号
名古屋市中区錦２丁目９番10号　カゾーネアッソ408号
破産者　村井　礼子
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４８号
愛知県春日井市勝川町９丁目11番地１
破産者　佐藤　和男
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４９号
愛知県春日井市勝川町９丁目11番地１
破産者　佐藤　清子
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５７２号
横浜市保土ケ谷区仏向町250番地　ブルーカーサ250Ⅱ棟204号、開始決定時の住所広島市安佐南区西原３丁目16番22―305号
破産者　岸園　勝志
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部